

地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進の
ための体制構築支援事業

展開事業実証地域
プラン提案の募集要項

令和3年7月

厚生労働省医政局総務課

地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための体制構築支援事業
展開事業実証地域 プラン提案の募集要項

1. 背景

政府では、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）に掲げられた 2030 年の訪日外国人旅行者数 6,000 万人、訪日外国人旅行消費額 15 兆円等の実現に向けて様々な取組を進めている。「観光ビジョン実現プログラム 2020」（令和 2 年 7 月観光立国推進閣僚会議）においては、新たな観光資源の開拓として、地域の医療・観光資源の活用に取り組むこととしている。

日本の優れた医療と地域資源を活かした観光要素を組み合わせた滞在プラン等を提供し、海外からの外国人受入れを推進することは、地方誘客や旅行消費額の拡大を進めるとともに、諸外国の国民の健康寿命の延伸に貢献しつつ、日本の医療技術・サービスの更なる充実に資する新たな観光コンテンツとなるものと期待される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、今後の旅行形態の変化や旅行者の意識変革が予想される中で、3密の回避など、安全に配慮した地域の医療機関等の受入れ体制の整備や滞在プラン等の造成なども、今後必要になってくる。

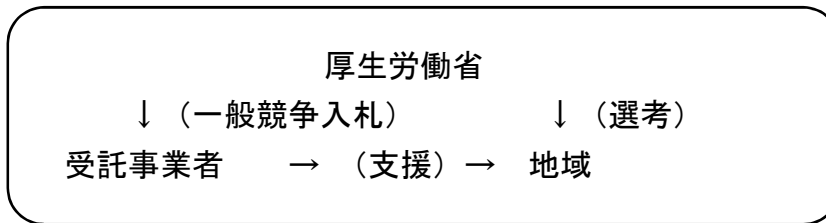
安全に配慮した地域における外国人の受入れの推進や、地域の医療・観光資源を活用した滞在プランの提供には、①医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した地域の受入れ体制の整備、②医療・健康意識の高い訪日外国人の旅行消費額増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成・提供、③造成したプランの販売に向けた海外連携・販路の確保等が重要な要素として考えられる。

このような背景・認識のもと、上述の「①～③」のような要素に加え、それぞれの地域の目指す姿や成熟度に合わせた支援を行うことで、時代に即した安心・安全な地域づくりや新たな滞在プラン造成等を目的として、地域が主体的に外国人の受入れの推進をしていくことが期待される。

2. 事業の概要

厚生労働省では、外部機関に委託をして「1.」に示した背景のもと、①医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した地域の受入れ体制の整備、②医療・健康意識の高い訪日外国人の旅行消費額増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成・提供、③造成したプランの販売に向けた海外連携・販路の確保の 3 類型等について、地域の成熟度に合わせ、地域の取組計画の妥当性検証や適切な助言等をし、地域が計画したことが達成されるように伴走支援を実施する。

参考：全体のスキーム



3. 地域の募集

医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための取組を行う地域の募集を行う。地域は、①医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した訪日外国人受入れ体制の整備、②医療・健康意識の高い訪日外国人の旅行消費額増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成・提供、③造成したプランの販売に向けた海外連携・販路の確保の3類型等から、特に注力したい類型を明確にした上で、具体的取組の計画や費用等を別紙応募様式にて記載し、応募する。本事業では、1地域につき800万円（税込み）を上限とした取組経費を認める（ただし、採択件数の多寡により、調整の可能性あり）。地域は、本経費支払いを活用した主体的な取組計画の提案を行う。ただし、上限額を超える経費及び取組経費の対象とならない費用を地域が自らの負担で支出することは妨げないものとする。実際に本事業の取組経費として対象となる用途等は、7の対象経費一覧を参照すること。

選定された地域は、自律的な外国人受入れの取組の実施に当たり、「地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための体制構築支援事業」受託事業者（以下、「受託事業者」という。）から、取組計画の妥当性の観点からの改善や、取組実施にあたっての支援（週次ミーティングによるコンサルティング等）を受けることができる。また、地域が取組経費を使用開始できるのは、地域の採択後、応募時の地域の取組計画及び取組経費を受託事業者が地域との協議を通じて精査し、厚生労働省がそれらを承認した後となる。

また、経費の精算については、取組計画及び取組経費を受託事業者が精査し、厚生労働省が承認以降、請求可能となり事業完了後に支出をする精算払いとなる。

受託事業者は自律的・持続的な、地域の外国人受入れ推進のための体制を構築するために必要な、外国人受入れ体制・滞在コンテンツ・海外連携・販路の確保の各観点からの専門的助言（知見提供・コンサルティング）を、地域のニーズに沿う形で支援を提供する。※

注：実際に支援する内容、注力内容については、受託事業者と地域とで協議の上、決定する。

※3 類型に対する支援例

①医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した地域の受入れ体制の整備

地域の医療機関等の多言語化、外国人を受け入れる医療機関の整備、観光事業者と医療機関が連携するためのスキームやシステムの開発等、地域において外国人受入れに必要な体制整備を地域が行うことを支援する。

②医療・健康意識の高い訪日外国人の旅行消費額増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成

地域が、地域の持つ医療資源及び健康増進コンテンツや観光コンテンツを活用し、医療・健康意識の高い訪日外国人に魅力的に映る滞在プランを造成することを支援する。

③造成したプランの販売に向けた海外連携の確保

地域がターゲットとする外国の行政機関、医療機関、関係団体、関係企業等との連携計画の作成及び実行を支援する。

また、地域は、ターゲット国の旅行者や関係者を採用したモニターツアーやファミツアー等を実施し、医療機関の受入れ体制の整備状況や、滞在プランの内容及び事業性の評価・検証等を計画できるが、実施の有無は受託事業者と取組計画や実施妥当性を基に協議の上、決定する。なお、地域が受けることのできる支援に関しては別添「地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための体制構築支援事業仕様書」も参照のこと。

地域選定に当たっての基本となる考え方は以下の通りである。

○外国人の受入に関して意欲があり、本事業期間及び事業終了後にも、本事業期間中の地域側事務局が中心となり、積極的な取組の継続が期待できると認められる提案であること。

○地域が取組を実施するに当たっては、広く地域の関係者の賛同を得ることが重要であることから、単に受入れを行う観光事業者と医療機関のみではなく、都道府県及び市町村並びに医師会を含む医療関係団体が参加する協議会が形成されていること、若しくはこれらから明確な支援を得ていることを応募の原則とする。

○令和元年度及び令和2年度の先行事業で実証地域となった地域の応募を妨げるものではないが、当該地域が令和3年度においても応募する場合は、前年度まで

に構築された連携体制などを基盤とした上で、より発展的且つ具体的な提案であること、また地域による自律的な運営が行われるような提案であること。

○本事業を通して、地域の医療サービスの向上や住民の健康への還元を図ることができる仕組みがあること。

4. 評価項目

注1：【必須項目】と記載のないものは加点項目。評価に値する記載があるものについて加点をする。

注2：各項目について現時点で実績等がない場合も意欲に基づく具体的な計画を持っている場合には評価する。

1 共通項目

- 1.1 本事業のとりまとめや経理処理等を行う事務局が設定されている、又はその具体的な計画があること。【必須項目】
- 1.2 本事業終了後の地域での主体的な推進体制の構築・維持について具体的な計画があること。【必須項目】
- 1.3 取組計画に具体性があり、且つ、使用する経費も計画及び「経理処理マニュアル」に沿ったものであること。
- 1.4 取組のスケジュールに妥当性があること。
- 1.5 事業の実施に当たって、事業内容が、都道府県及び市町村並びに市区町村区域以上の医師会など関係団体と共有・協議されていること。【必須項目】
- 1.6 本事業を通して、地域の医療サービスの向上や住民の健康への還元を図ることができる計画であること。
- 1.7 地域経済への波及効果が想定されていること。例えば、一定以上の地元の調達率が想定されていること。
- 1.8 医療資源の活用による地域への正負双方の影響の分析が出来ていること。また、負の影響の対応策について調整ができていて、又はその計画が具体的に示されていること。
- 1.9 人材育成が含まれた取組計画であること。
- 1.10 過去の事業参加地域については、取組計画に一定の新規性があること。
- 1.11 公益性に配慮し実証事業の成果や利益を地域住民や保健・医療に還元していく考え方が示されていること。

2 医療機関・観光事業者・地方公共団体が連携した地域の受入れ体制の整備

- 2.1 訪日外国人受入れの中心となる医療機関が明確な根拠と共に示されていること。
 - 2.2 医療機関の体制整備の場合、多言語化等、医療機関として外国人を受け入れるための具体的な計画が示されていること。また、医療機関内での外国人受入れに関する担当が設定されている、又は設定する計画が具体的に示されていること。
 - 2.3 観光事業者と医療機関の連携など、地域において外国人受入れに必要な体制整備の具体的な計画が示されていること。
- 3 医療・健康意識の高い訪日外国人の旅行消費額増加に繋がる魅力的な滞在プランの造成
 - 3.1 医療や健康増進と親和性の高い観光資源を活用する計画があること。
 - 3.2 医療関係者との連携により、既存の観光資源の新たな活用方法が計画されていること。
- 4 造成したプランの販売に向けた海外連携・販路の確保
 - 4.1 地域がターゲットとする外国の行政機関、医療機関、関係団体、関係企業等との具体的な連携計画があること。また、連携をすることにより狙う効果が明確であること。
 - 4.2 医療部門、観光部門のそれぞれについて、将来的な事業計画の収支計画に妥当性があること。ただし、公益法人については収支相償となっていること。
- 5 対象国の明確化
 - 5.1 対象国は、中国、ベトナム及びインドネシアを基本とするが、その他の国を対象国とする場合、その根拠を示すこと。(新型コロナウイルス感染症の国際的な流行中は訪日外国人の減少が見込まれることから、その影響に対応し、かつ、収束後も見越した計画とすること)
- 6 その他
 - 6.1 参加意向のある都道府県又は市区町村の首長による推薦があること
 - 6.2 事業の遂行における新型コロナウイルス感染症の拡大防止策について検討がなされていること

5. スケジュール

以下の通り募集を行う。応募方法の詳細は「6.(2)」を参照すること。

- 提案書類の提出締切り：令和3年8月6日（金）
- 地域の決定：令和3年8月中旬頃を予定

6. 応募方法等

(1) 取組に関する計画書の提出

以下の書類を提出期間内に提出すること。また、記入漏れ等無いようにすること。

- ① 「地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための体制構築支援事業」の地域の取組提案書を、添付の様式に倣い、「4. 評価項目」に沿って作成すること。
- ② その他必要な資料（任意提出）

(2) 応募方法

① 提出方法

電子データをメールにて提出。メールの件名は、「地域の医療の充実を通じた外国人受入れ推進のための体制構築支援事業の地域提案書」とすること。

② 提出期限

令和3年8月6日（金）正午までに、電子データをメールにて提出すること。

③ 提出先

提出先メールアドレス kokusai-tenkai@mhlw.go.jp

(3) 選定結果の伝達

受託事業者が設置する選定委員会の審査に基づき事業実施地域を決定の上、受託事業者から提案団体に結果を通知する。また、厚生労働省ウェブサイトにて選定結果を公表する予定。

厚生労働省医政局総務課医療国際展開推進室

Tel : 03-5253-1111（内線 4115、4116、4153、4108）

Fax : 03-3501-2048

7. 対象経費

本事業における取組は、**補助金や交付金の類ではなく、厚生労働省における調査事業の一環として実施**し、取組によって得られた知見等について他地域へ広く横展開を行うものです。国によるこの調査に要する経費を、国費により負担します。

国費により負担する対象経費についての詳細は、次を参照してください。

(1) 取組において対象とする経費

対象経費の項目		概要
I . 取 組 の 費 用	i. 人件費	<p>取組に関する業務（企画・開発、実施、アンケート調査等）、取組に付随する業務（取組計画書・取組実施報告書の作成等）のために臨時で雇用する者（アルバイト等）の人件費。</p> <p>人件費の算出に当たっては、貴団体等の給与規定等に則り、本事業に従事する時間数により算出してください。</p> <p>なお、従事日誌等により従事日又は従事時間を区分し、取組に従事する部分の人件費を計上してください（各種手当・社会保険料等も適切に按分し計上すること。）。</p> <p>おって、裁量労働制を適用している場合には、エフォート率※による按分計上が可能です。</p> <p>※：取組に従事する者の年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち、当該事業の実施に必要なとなる時間の配分率（%）。</p>
	ii. 旅費	取組を行うために必要な出張等に係る経費。
	iii. 謝金	<p>取組を行うために必要な謝金（例：会議等に出席した外部専門家等に対する謝金）。</p> <p>貴団体の謝金規定等に基づき計上してください（ただし、国の支出基準は超えないこと。）。</p>
	iv. 広告宣伝費	取組内で行う、当該取組の発信に向けた企画・開発・広報等に必要な費用（例：ウェブサイト・パンフレット等の制作費、SNS 運営費、メディア等へのリリースに要する費用）。ただし、医療法の医療広告規制を遵守すること。
	v. 借料及び損料	取組を行うために必要な機械器具、会場、物品等のリース・レンタルに要する経費。
	vi. 消耗品費	<p>取組を行うために必要な消耗品（例：紙、封筒、ファイル、文具用品類）の購入に要する経費。</p> <p>ただし、本事業等のみで使用されることが確認できるものに限る。</p>
	vii. その他諸経費	取組を行うために必要な経費のうち、当該事業等のために使用さ

	<p>れることが特定・確認できるものであって、i. ~ vi. のいずれの区分にも属さないもの。</p> <p>例：通信運搬費（例：郵便料、運送代、通信・電話料） 光熱水料（例：電気、水道、ガスの料金） 損害保険料 振込等手数料 翻訳通訳、速記費用 印刷費</p>
II. 再委託費	<p>受託事業者との取決めにおいて、地域が取組の一部を当該事業者以外に行わせるために必要な経費。</p>
III. 一般管理費	<p>取組を行うために必要な経費であって、本事業等に要した経費としての抽出・特定が困難なものについて、I. 及びII. の合計額の1割未満まで支払を認められた経費。</p>

(2) 取組の対象となる経費の規模（国費による部分）

取組の実施において、国費により支弁する経費の規模については、1地域当たり8百万円（税込）を上限予定とします。また、採択件数の多寡や、採択過程における有識者委員会等の検討結果を踏まえた上で、金額を調整する可能性があります。

(3) 取組の委託に関する事項

地域に選定され、取組の一部を地域以外の者に委託する場合には、事前に厚生労働省及び受託事業者に可否を確認する必要があります。

また、取組の主たる部分（企画、実施、取りまとめ等）の委任はできません。

(4) 取組の対象経費の精査に関する事項

対象経費については、事業期間中及び事業完了後に厚生労働省及び受託事業者が精査し、事業完了後に地域（複数の事業者が連携して取組を行う場合は、代表となる主体。）へ支出する精算払いとなります。

次の補足事項に該当する経費等が含まれていると判断した場合には、対象経費から除外します。

【補足事項】

次のような経費は対象としません。

- ① 国、都道府県、市町村等により別途、同一活動の経費に対して補助金、委託費等が支給されている活動に関する経費

- ② 建物等施設の建設・改修に関する経費
- ③ 恒久的な施設の設置、大規模な改修に係る費用、耐久消費財や用地取得等、本事業の範囲に含まれ得ない経費
- ④ 本事業が調査事業であることを考慮せず、営利のみを目的とした活動に係る経費
- ⑤ コミュニティファンド等への初期投資（シードマネー）、出資金
- ⑥ 地域における経常的な経費（地域の人件費（ただし、本事業のために臨時で雇用する者（アルバイト等）の賃金は除く。）及び旅費、事務所等に係る家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費及び通信料等）
- ⑦ 取組の内容に照らし、地域において当然備えているべき機器・備品等（例：机、椅子、書棚等の什器類、事務機器）
- ⑧ 親睦会に係る経費
- ⑨ 国の支出基準を上回る謝金費用
- ⑩ 本事業の申請に要した費用
- ⑪ その他取組と無関係と思われる経費

(5) 取組の経費計上期間（実施期間）

① 取組の経費計上期間（実施期間）

原則として、厚生労働省及び専門家により構成される有識者委員会によって事業採択が決定した後、受託事業者との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点から令和4年2月28日までを対象とします。取組の終了後、取組実施報告書を作成していただくことと、令和3年度末に開催を予定している成果報告会等において、取組の成果を報告していただく場合があることに鑑み、取組の計画は、令和4年2月28日の直前まで実施するものとならないよう、留意してください。

ただし、個別の事情に鑑み、この期間外の取組についても対象とする必要があると厚生労働省及び受託事業者が認めた場合は、この限りではありませんが、申請において計画を策定する段階で、当該期間外も取組を行うことは前提としないよう、留意してください。

② 取組に付随する業務の経費計上期間（実施期間）

取組の開始前に作成していただく取組計画書の作成に要する人件費等の経費も、受託事業者との契約又はそれに準ずる手続を交わした時点のものからを対象とします。

また、取組の終了後の取組実施報告書の作成及び令和3年度末に開催を予定している成果報告会への参加に係る経費も計上対象とするところ、その扱いについての詳細は、厚生労働省又は受託事業者から、選定後に地域へ別途連絡します。

以上

